

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
①株式会社関電工	東京都港区芝浦 4-8-33	1597
②栗原工業株式会社	大阪府大阪市北区角田町 1-1	1252
③株式会社きんでん	大阪府大阪市北区本庄東 2-3-41	132
④住友電設株式会社	大阪府大阪市西区阿波座 2-1-4	225
⑤日本電設工業株式会社	東京都台東区池之端 1-2-23	507

2 指名停止措置期間

- 1の①及び②の者 平成26年3月24日 ～ 平成27年3月23日（12箇月間）
 1の③から⑤の者 平成26年3月24日 ～ 平成26年9月23日（6箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

1の①から⑤の者等は、公共の利益に反して、東京電力株式会社又は関西電力株式会社が発注する架空送電工事等の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、公正取引委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の違反事業者であるとして公表された。

なお、1の①から④の者は、公正取引委員会により主導的役割を果たした者として認定されている。また、1の③及び④の者は、課徴金減免制度の適用事業者として公表されている。

5 指名停止理由

公正取引委員会から独占禁止法第3条の違反業者とされたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）第2条第1項及び別表第2第6号に該当すると認められる。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第6号〉

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（4号及び5号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 6箇月以上12箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
 電話 029(240)7123（ダイヤルイン）